

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 高 橋 千代夫

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
地域創生部 商工港湾課	11月30日	12月23日～ 1月22日	1月18日
地域創生部 交流観光課	11月30日	12月23日～ 1月22日	1月19日
地域創生部 地域共生課	11月30日	12月23日～ 1月22日	1月19日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
地域創生部 商工港湾課	指摘事項	<p>キャッシュレス還元キャンペーン業務委託について、予算の裏付けがないまま、予算額を超過した場合は、その超過分にかかる支払いの期限が延期できる契約を令和2年8月21日に締結していた。当該契約は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市内中小規模店舗の売上向上及び新しい生活様式による非接触型決済の導入促進を目的として、令和2年10月から令和2年12月まで実施している。予算措置は、7月補正予算に2億4,390万円を計上し、その後11月補正予算に6億2,000万円を増額し、予算現額は8億6,390万円計上されている。また、支払い方法は、契約書上、毎月末締めで契約の受託者が集計し、10営業日以内に市へ請求書を発行し、市は請求日から30日以内に指定口座へ一括で現金を振り込むこととされている。しかし、契約書第3条第4項に市の支払金額の総額が予算額を超過した場合は、その超過分に係る支払いの期限を令和3年3月31日とするとされている。</p> <p>予算額を超過した場合の支払いを想定した内容を契約書に記載することは適切でないため、議決された予算の範囲内で事業を執行することを前提とした契約内容とすること。</p>